自動車リサイクル法 変更(廃業)届出 マニュアル (引取業)

松山市環境部 廃棄物対策課

引取業の変更等届出について

1. 届出書の提出先

〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 別館4階 松山市廃棄物対策課 TEL:089-948-6914 FAX:089-934-1928

2. 届出書の提出部数

1部

※届出書は返却しません。副本に受付印が必要な方は、副本をご持参ください。

3. 提出期限

変更があった日又は事業の全部を廃止した日から30日以内に、届出書と必要書類を提出してください。

4. 届出に当たって

窓口で申請書を提出する場合、押印は不要ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。(詳細は、別紙「押印の廃止について(お知らせ)」を確認してください。)

- (1)有効な許可証等の原本
- (2)窓口に来る会社等の従業員の<u>①健康保険証</u>(雇用主(申請者)の名前が記載されているもの)及び②運転免許証等の2点。個人事業主本人の場合は②のみで可

5. その他

- ・ 法定書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
- ・ 担当者不在の場合があるため、市役所に来られる前に事前に電話連絡をお願いしま す。

<公的書類の取得先>

- ・住 民 票 の 写 し:市役所・町村役場等
- ・登記されていないことの証明書:法務局(支局及び出張所を除く。)
- ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書):法務局

引取業者変更(廃業)届出の必要書類

※以下の表の区分に従って届出書と必要書類を提出してください。

必要書類の説明 変更事項および必要書類 <氏名、商号、住所、代表者の変更> ① 引取業者変更届出書 【個人の場合】 ・氏名変更: ①②③を提出 ② 欠格条項不該当誓約書 ・住所変更: ①②③を提出 ③ 住民票の写し 【法人の場合】 (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの) ・商号変更: ①②④を提出 ・住所変更: ①②④を提出 ④ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 代表者変更:①②④を提出 ※代表者が既存の役員からの選出では無く、 ※氏名、名称、住所については、住民票の写し(商 役員としても新規就任した場合は、代表者 業登記簿) どおりに正確に記載してください。 変更の書類に合わせて役員変更に係る書類 の提出も必要になります。 ※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は 届出日から3ヶ月以内に取得したもので、変更の 手続きが完了したものを添付してください。 <事業所に関する変更> 【個人・法人】 ・事業所の名称変更:①②を提出 ・事業所の所在地変更: ①②を提出 ・事業所の追加:①②を提出 ・事業所の廃止: ①②を提出 ① 引取業者変更届出書 ② 欠格条項不該当誓約書 <法定代理人の氏名、住所の変更> 【申請者が未成年の場合】 ③ 法定代理人の住民票の写し ・法定代理人の氏名変更:(1)②(3)を提出 (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの) ・法定代理人の住所変更: ①②③を提出 ④ 追加役員の住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの) ⑤ 追加役員の登記されていないことの証明書 ⑥ 商業登記簿謄本(履歷事項全部証明書) ⑦ 新旧対照表 <役員の変更> (人数が多く書き切れない場合のみ) 【法人の場合】 ・役員の就任(追加): ①②④⑤⑥(⑦)を提出 ・役員の辞任(減員): ①②⑥(⑦)を提出 ※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は 届出日から3ヶ月以内に取得したもので、変更の

手続きが完了したものを添付してください。

変更事項および添付書類 必要書類および留意事項 ① 引取業者変更届出書 ② 欠格条項不該当誓約書 く使用済自動車のエアコンにフロン類が含まれ ているかどうかの確認体制の変更> ③ 確認方法を記載した書類 【個人・法人】 ・①②「③または④」を提出 ④ 自動車のエアコンに関してフロン類の有無を 確認できる者がいることを示す書類 (例)新規(更新)申請時に松山市に届出した (資格証の写し) 有資格者等が退職等した場合に提出 • 自動車整備士 · 中古自動車査定士 ・業界団体等が行う講習の受講終了証 等 ① 引取業廃業等届出書 <事業の全部廃止> 【個人の場合】 ② 引取業登録通知書の原本 ・死亡した場合:①②を提出 ・自主的に辞める場合:①②を提出 ※廃業届の届出義務者 【法人の場合】 亡:相続人 ・消滅した場合:①②を提出 ・合併により消滅:法人の元代表者 解散した場合:①②を提出 ・破産により解散:破産管財人 ・自主的に辞める場合:①②を提出 ・合併、破産以外で解散:清算人 ・自 主 的 に 廃 業:本人または法人の代表者

<注意>

- ・住民票の写し等の公的書類のコピーを提出する場合、原本認証の申立書を提出してください。
- ・上記書類だけで審査できない場合は、別途確認書類の提出を求める場合があります。
- ・役員の住民票の写しは「役員一覧」をもって代えることが出来ます。